

京都市訓令甲第 14 号
会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表会計室長の項第33号中「並びに個人情報の取扱いの是正」を削る。

別表次長の項第13号に次のただし書を加える。

ただし、調達契約にあつては、1件1,000,000円以下の契約に限る。

別表次長の項第22号中「許可」の右に「又は1件賃料月額10,000円以下の普通財産の貸付け」を加え、同項第27号中「並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なもの」を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。